

児童扶養手当受給者の現況届について

8月は『児童扶養手当現況届』の提出月です。

ひとり親家庭などで現在児童扶養手当を受給している人に現況届の案内をお送りします。現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

受付期間内に手続きを済まされないと11月以降の手当の支払いが受けられない場合がありますのでご注意ください。

◇受付期間

8月2日(月)～31日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)



◇受付場所・問合せ先 町民福祉課児童係(1階
③番窓口) ☎ 52-5810

『乳幼児・こども医療』および『ひとり親家庭医療』の更新手続きについて

町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

■乳幼児・子ども医療費助成の更新および新規申請

令和元年度より乳幼児・子ども医療費助成制度の更新は自動更新を行っていますので、すでに登録をしている人は所得判定を行い、7月末ごろに受給者証(子ども医療費助成での所得超過の場合は通知書)を送付します。

また、所得状況が確認できない人は、別途案内を送付します。

◇受付期間 随時受付

午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

◇必要なもの(新規申請のみ)

- ・健康保険証(子どもの名前が記載されているもの)
 - ・令和3年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの(令和3年度の課税所得証明または令和3年度の町県民税特別徴収税額通知書)
- ※令和3年1月1日時点の住所地の市町村に確認してください。

■ひとり親家庭医療費助成の更新および新規申請

対象の世帯には申請書を送付します。受付期間内に町民福祉課(1階③、④番窓口)にて更新手続きをしてください。

◇受付期間

7月12日(月)～30日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

◇必要なもの

- ・助成対象者全員の健康保険証
 - ・令和3年1月1日以降に田布施町に転入した人は、市町村民税課税額を証明できるもの(令和3年度の課税所得証明または令和3年度の町県民税特別徴収税額通知書)
- ※令和3年1月1日時点の住所地の市町村に確認してください。



『乳幼児・こども医療費助成制度』とは？

0歳～中学3年生までのお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や配偶者の離職による特例があります。詳細はお問い合わせください。

【所得要件】

父母の令和3年度の市町村民税所得割額の合計が13万6,700円以下の人が対象。

ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父母の所得判定額に加算し判定。

※なお、未就学のお子さんについての所得制限を撤廃しています。

『ひとり親家庭医療費助成制度』とは？

18歳までのお子さんを養育するひとり親世帯の父・母・養育者とお子さんの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

【所得要件】

世帯の令和3年度の市町村民税所得割が非課税の世帯が対象。

ただし、中学生以下の子どもが1人いる場合は1万9,800円、16～18歳の子どもが1人いる場合は7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。